

草津市障害児(者)自立支援協議会第85回定例会 令和4年11月16日(水)

障害者虐待 の 防止



注)資料は特定非営利活動法人あさがおさんに了解を得て転用しました。

本日の話題提供者



基幹相談支援センター

- 障害者虐待防止の啓発や研修会の開催
- 事例発生時から終結に向かうまでの間の相談支援活動

障害福祉課：障害者虐待防止センター

- 草津市の障害者虐待に関する通報及び相談の窓口となる機関

障害者虐待



●障害者虐待について

- ・残念ながら発覚数は増えている。
- ・被害の対象に圧倒的に知的障害の方が多い。
- ・自分から「こういうことはしてほしくない。」「やめてほしい」
自分から「いやだ」などと言いきにくい人。



●障害のある方の『権利を擁護』する。

「障害のある方が人として当たり前前に尊重されなければならない。」

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

| 所在場所 年齢 | 在宅 (養護者・ 保護者) | 福祉施設 | | | | | 企業 | 学校 病院 保育所 |
|------------------------|--|--|---|--|--|---|---|---|
| | | <障害者自立支援法> | | <介護保険法> | <児童福祉法> | | | |
| | | 障害福祉 サービス事業所 入所系、日中系、 訪問系、GH等 含む | 一般相談支援 事業所又は 特定相談支援 事業所 | 高齢者 施設 | 障害児通所支 援事業所 児童発達支援、 放課後等デイ 等 | 障害児入 所 施設等(注 1) | | |
| 18歳未 満 | 児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※被虐待者 支援は、障 害者虐待防 止法も適用 | 障害者虐待 防止法 ・適切な権限行 使 都道府県 市町村 | 障害者虐待 防止法 ・適切な権限 行使 都道府県 市町村 | 障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限 行使 都道府県 市町村 | 児童福祉法 ・適切な権限 行使 (都道府県) | 障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限 行使 都道府県 市町村 | 障害者虐 待防止法 ・適切な権 限 行使 (都道府 県 労働局) | 障害者虐 待防止法 ・間接的 防止 措置 (施設 長) |
| 18歳以 上 65歳未 満 | 障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援(市町 村) | | 高齢者虐待 防止法 特定疾病40歳 以上の若年高 齢者含む。 | 【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限 行使 都道府県 市町村 (注2) | 【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限 行使 (都道府県) | | | |
| 65歳 以上 | 障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援(市町 村) | | ・適切な権限行 使 都道府県 市町村 | | | | | |

障害者虐待防止法の目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

- 虐待に関して国や市などの責務を明確にする
- 安心して暮らす権利を保障する“権利擁護”を目的とする
- 障害者虐待の禁止(虐待防止法3条)

虐待は障害者の尊厳を阻害するものであり、防止が大切

- 養護者への支援 (本人の生活の回復のため)

虐待をしようと思って虐待をしている人は少ない

普段の生活や介護の中にしんどさや困難なことがある

* 虐待の起こる要因を探り→適切な支援につなげる

【警察ではない→犯罪者探しや罰したりが目的ではない】

障害者虐待の定義

・「障害者」とは、(障害者基本法第2条1項)

身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。

* 障害者手帳の有無は問わない。

・虐待とは

＜保護する—保護される＞の関係の中で
保護する側の権限・責務の不当な行使

abuse「不適切な」という意味の”ab”に、“use”(使う、用いる)が付いたもの、「不適切な権力の使い方」という意味です。

障害者虐待の定義

・「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

① 養護者による障害者虐待

障害者を現に養護する者／障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者総合支援法等に規定する福祉サービス等業務に従事する者

③ 使用者による障害者虐待（国及び地方公共団体を除く）

事業主、事業の経営担当者、労働者に関して事業主のために行為をする者

学校、医療機関、官公署等における虐待については3年をめどに検討されたが、障害児者以外の利用もあり、障害児者のみが通報の対象になるのは不公平との意見から含まれなかった。

障害者虐待の5つの類型

1. 身体的虐待
2. 性的虐待
3. 心理的虐待
4. 経済的虐待
5. 放棄・放置(ネグレクト)

※それぞれの虐待の具体的な内容は、この資料の後半のページを参考にご覧ください。

「虐待の判断」の考え方

- ・虐待者(家族・職員)の自覚がなくても虐待
- ・被虐待者(本人・利用者)が言わなくても虐待
(自覚は問わない)

○虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に「障害者のためには必要な指導だ」と不適切な行為を続けている。

早期発見・早期通報

虐待の疑いの段階
で通報義務がある

- ・虐待を受けたと思う障害者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報しなければならない 【第7条、15条、22条】

第16条 (職員が通報しても)

- * 刑法の秘密漏示罪、守秘義務違反には該当しない
- * 通報をしたことを理由に解雇・不利益な取扱いを受けない。

障害者福祉に関わる職員は

- 早期発見しうる立場にいる
養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待のいずれ
についても
- 虐待者になってしまう可能性
虐待はどこ、誰にでも起こる可能性があるもの。
虐待の芽に気づき、虐待を防止するように努める。
個人だけでなく組織として虐待防止の取組みが重要。

基幹相談支援コーディネーターから

- 本日の研修では虐待防止法について時間の都合上概略のみのご紹介となりました。
- 各事業所や地域などでの毎年の研修の実施や虐待防止委員会、虐待防止等の責任者の設置などが義務化されています。
- 今後も引き続き研修を開催します。
- また、事業所などでの研修のお手伝いを行いますので、声をかけてください。

資料(ご一読ください)

① 「草津市障害者虐待対応マニュアル」 令和3年4月

通報先や、通報から対応の流れが示されています。
草津市のホームページから検索できます。

② 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 令和4年4月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

⇒障害者福祉施設従事者による障害者虐待の防止に関する様々な資料が掲載されています。

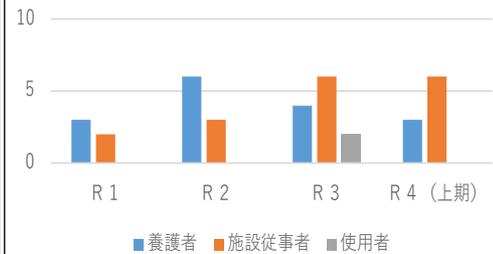
草津市障害者虐待防止センター からの報告

- ・草津市の障害者虐待の現状、
傾向、推移
- ・事例から見える課題や虐待防
止の取り組みのヒント

草津市の障害者虐待件数とその傾向について

虐待通報

虐待通報件数

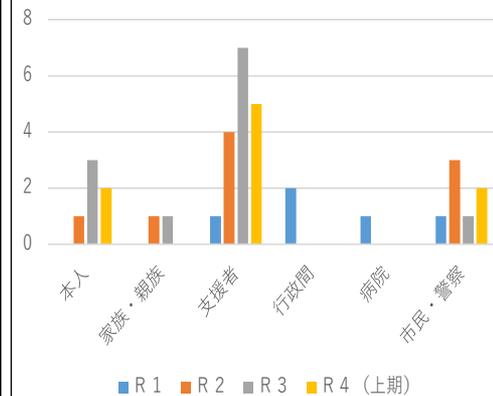


通報件数は年々増加している。特に養護者と施設従事者による虐待通報の割合が、約50%という結果になっている。近年は、施設従事者による虐待通報が多い傾向にある。

| 通報件数 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 (上期) | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|----------|----|
| 養護者 | 3 | 6 | 4 | 3 | 16 |
| 施設従事者 | 2 | 3 | 6 | 6 | 17 |
| 使用者 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 合計 | 5 | 9 | 12 | 9 | 35 |

虐待通報者

虐待通報者

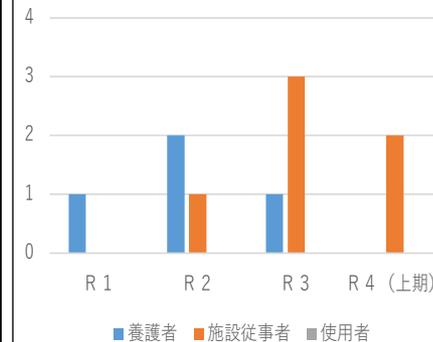


虐待通報については、支援者からの通報が圧倒的に多い。支援者の虐待に関する認識が高い傾向にあると思われる。今後も虐待に関する認識を一層高めてもらえるような啓発等を行い、支援者以外からも通報しやすい環境を整えていきたいと考えている。

| 虐待通報者 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 (上期) | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|----------|----|
| 本人 | 0 | 1 | 3 | 2 | 6 |
| 家族・親族 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 支援者 | 1 | 4 | 7 | 5 | 17 |
| 行政間 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 病院 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 市民・警察 | 1 | 3 | 1 | 2 | 7 |
| 合計 | 5 | 9 | 12 | 9 | 35 |

虐待認定

虐待認定件数



虐待認定は、虐待通報が増加していることに比例して増加傾向にある。また、近年の傾向としては、施設従事者による虐待認定が増加している。

【虐待種別R1~R4】

- (身体的) 5件
- (心理的) 2件
- (性的) 1件
- (経済的) 1件
- (放置・放任) 1件

【虐待の主な要因】

(養護者)

- ・養護者の障害理解が乏しい。
- ・養護者が支援をしているが、不適切な支援方法であった。
- ・支援について、支援者からの助言等があっても聞き入れられなく不適切な支援状況が継続した。

(施設従事者)

- ・事業所内で不適切な支援と感じていても具体的な対応が図れていない。
- ・虐待に該当する支援を、職員が虐待の自覚がなく行っている。
- ・事業所内で虐待防止や支援方法を含む人材育成に関する研修が不十分だった。
- ・職員の管理体制を含む事業所の組織体制が不十分であった。

| 認定件数 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 (上期) | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|----------|----|
| 養護者 | 1 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| 施設従事者 | 0 | 1 | 3 | 2 | 6 |
| 使用者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 3 | 4 | 2 | 10 |

草津市の傾向

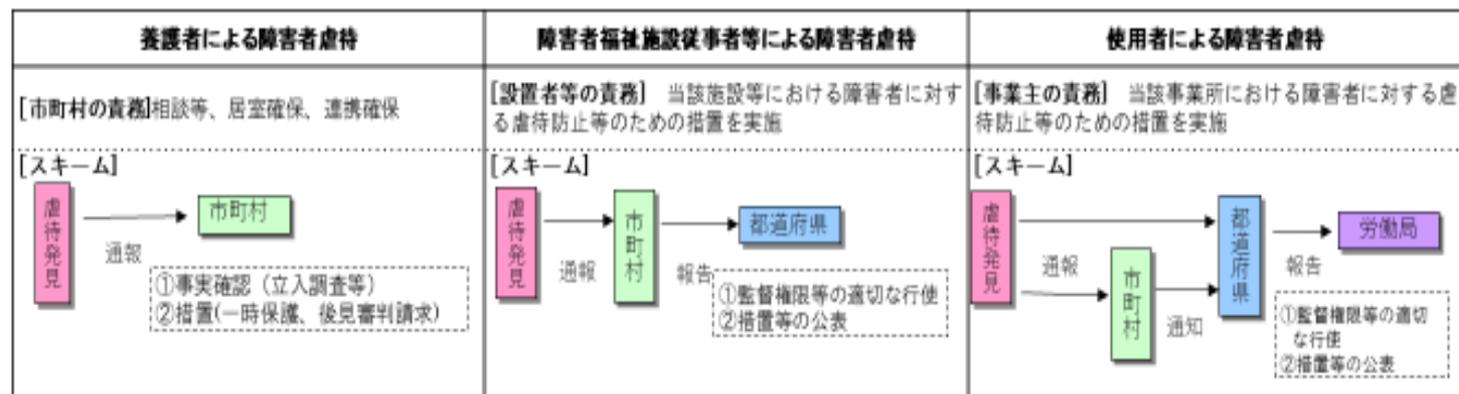
○虐待通報については増加傾向にあり、特に支援者からの通報が多い。令和3年度の法改正により虐待防止の更なる推進に基づき、支援者の虐待に対する認識が高まっていることも一つの要因ではないかと考えている。引き続き、障害児者支援に関するすべての方が、虐待における認識をより深めていただき、早期発見・早期通報に努めていただきたい。

○近年は、施設従事者による虐待通報および認定件数が増えてきている。各事業所においては、虐待が起きにくい仕組みづくりを検討いただき、利用者に対するきめ細やかなアセスメントにより、支援の質の向上に努めていただきたい。

障害者虐待防止施策の概要（ポイント）

1. 虐待通報の流れ

「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付け



※具体的な虐待の対応については、「草津市障害者虐待対応マニュアル」を参照してください。

※虐待通報は、被虐待者の援護主体となる市町村が通報先となります。

2. 障害者虐待防止の更なる推進

令和3年度の障害者総合支援法および児童福祉法の改正ポイント

- (1) 従業者への研修実施（義務化）
- (2) 虐待防止委員会の設置、および委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）
- (3) 虐待防止等のための責任者の設置（義務化）

※運営規程への記載が必要

(4) 身体拘束等の適正化の推進

- ① 身体拘束を行う場合、緊急やむを得ない理由やその他必要な事項等を記録すること
- ② 身体拘束等適正化対策検討委員会を定期的に開催、およびその結果を従業者への周知徹底を図る
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針整備
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施

虐待調査から見える課題

1. 養護者による虐待

- (1) 家族の障害理解が希薄している。
- (2) 日常支援に拒否的である。
- (3) 養護者（家族）自身にも他に課題がある。
- (4) 利用者との今後の関係性を考慮して、虐待通報を躊躇してしまう。

2. 施設従事者による虐待

業務実施における組織的な体制等に課題を感じる。

- (1) 虐待防止に関する認識や意識が低い。事業所内に虐待防止マニュアル等があったとしても活用できていない、または他の支援者等に周知できていない。
- (2) 事業所内での職員間において、コミュニケーションが図りにくい。
- (3) 管理者やサビ管が、管理職としての業務ができていない。
- (4) 職員がストレスをため込んで冷静な対応ができない。
- (5) 支援の質が低い、または支援方法が分からない

虐待防止センター（障害福祉課）からのお願い

（１）虐待に繋がる前に早期発見・早期通報

（２）支援は個人で抱え込まない

養護者も含め、障害者支援にあたる者は、誰もが虐待者になる可能性があると思っておく

（３）事業所として虐待が起きにくい仕組みづくり

職員のストレスケア、支援の統一、課題や情報共有、第三者の目を入れる

（４）障害者に対するアセスメントにより、支援の質の向上に努める

（５）障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引きの活用

以下は資料です。

虐待の類型

① 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること



②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること
障害者にわいせつな行為をさせること



③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



【このほかにも】
他の人の前でばかにされる
仲間はずれにされる
「おやつ抜き」などの罰がある
など

④ 経済的虐待

障害者から不当に財産上の利益を得ること



【このほかにも】
給料から知らないお金が引かれている
自分の携帯電話を他人が使っている
自分の通帳を見せてもらえない
など

⑤ 放棄・放置 (ネグレクト)

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等

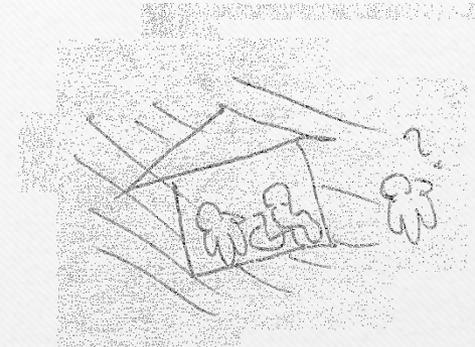
①②③の行為と同様の行為の放置等

※ネグレクトとはほったらかしにするという意味です。



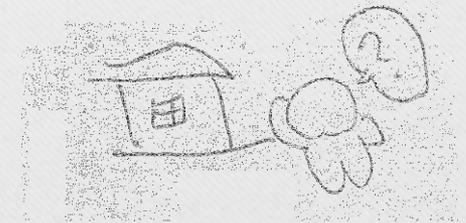
虐待が起こりやすい構造

- 家庭内という密室性



- 施設や事業所は人目にふれにくい状況
→ 特殊な空間や習性が形成されやすい

- 連続性の錯覚・慣れと感覚のまひ



虐待が発見されにくいのは...

- (本人・家族)「学びとった無力感」
「どうせいっても無駄」と、最初から諦めてしまう
- 自分がされていることの意味がわからない
- 本人が嫌と言っても、そのSOSを受け止められていないことがある(家族や職員が)
- 本来は本人を護る人(家族や職員)が、加害者になっている

こんなことが虐待！虐待の芽を摘む！

- 殴る蹴る、頭を叩く
- ご飯を食べさせない
- 「あほ」「ぼけ」と言う
- 他の人の前で排泄介助をする
- 鍵をかけて自由に出られないようにする
- 裸の写真を撮る

こんなことは虐待？！

- 「あとでね」「ちょっと待って」と返事をするが後がない・・・
- 出来なかったことに対し、きつく注意をする
- 無理やり車に乗ってもらおう(移動時)
- 約束を守れなかった時に、他の行動を制限する
- 他人の支援に「おかしいな」と思っても気づかないふりをする
- 利用者の前での職員同士のうわさ話をし、利用者を放ったまま

どこからが虐待？



どこからが虐待？ → 線引きは支援者側の理屈 なので

「不適切？」と思ったら

今の支援がどうなのか？と点検するきっかけに

「虐待」、「不適切支援」の見極め

- ・見極めるポイントは、

養護者や施設従事者の力で、強制的に障害者の表面的な行動だけを変えようとしていないかどうか。

- ・暴力・・・叩くことで行動を変える。
- ・過度に叱る・・・恐怖で行動を変える。

} 虐待

- ・罰を与える⇔ご褒美を与える・・・心理的に支配して行動を変える。
- ・無視をする⇔過度に関わる・・・心理的に支配して行動を変える。

→本人にとって必要な支援か？

周りの都合ではないか？

チームで判断しているか？

障害者の行動を力づくで変える



障害者自身が自分で変わっていける支援をする

それが何によって阻まれているのか多面的に理解することが大切。

→そのためにはアセスメントが重要。

本人の発達や障害に合わない支援をしていたら、不適切支援です。

事例1

Aさんはいつも他人に唾を吐いたり、カバンや靴を投げたり周りの人を叩くという問題行動がみられる。

その日も送迎車の中で他の利用者に殴りかかろうとし、添乗していた職員が止めに入ることがあった。

施設に到着し、添乗職員が重度の利用者の介助をしている間に、Aさんが送迎車の出口に向かい、運転席から立ち上がった運転手Bさんをビンタした。叩かれたBさんは反射的にAさんのほほを叩き返してしまった。

施設長からの聞き取りにBさんは、「あの時は叩かれてびっくりして手が出てしまったが、Aさんも叩かれた痛みが分かれば、他の利用者を叩かなくなるのでは。指導としてはAさんにとっても必要だったと思う。」と返答した。

事例2

両親と3人暮らしの知的障害のあるCさんはA型事業所に通所している。

Cさんは一人暮らしを希望しており、少しずつではあるが一人暮らしのためのお金も貯まってきた。

ある日、相談支援専門員のD相談員はCさんとの面談で「お金が無くなったので一人暮らしできない。」と聞かされた。理由を聞くと、Cさんは「父親が勝手に通帳を持って行ってお金を使ったり、母親がお金がないと泣きついてくるので渡した。だからもうお金がない。」と答えた。さらに、家賃や光熱費が支払えないと言われ、消費者金融から借金して渡しているとのことだった。